

新規に宅地建物取引業者免許を申請される方へ

1. 事務所を使用する権原に関する書面について

新規に宅地建物取引業免許を申請する場合は、「事務所を使用する権原に関する書面」として下記の書類を免許申請書に添付してください。

使用形態	事務所に関する権利を証する書面
申請者の自己所有	建物登記簿謄本
賃貸借である場合	賃貸借契約書(写し)
使用貸借である場合	使用貸借契約書(写し)又は所有者の承諾書

2. 営業保証金について

宅地建物取引業においては、免許を受けただけでは営業することができません。

営業を開始するには、免許後に、以下のいずれかの手続きが必要です。

- ①営業保証金を法務局に供託して福岡県知事に届け出る。
- ②保証協会に加入して、福岡県知事に届け出る。

(注意 保証協会の加入手続きは免許申請を受け付けられた後、速やかに行ってください。)

免許証の交付は上記の書類の届出後になります。なお、この手続きは、免許日から3か月以内に行ってください。この期日を経過すると、免許を取り消されることとなりますので、ご注意ください。

このことは宅地建物取引業法第25条に定められていますが、不明な点は福岡県もしくは各保証協会にお問合わせください。